

宇都宮市建築物耐震改修促進計画の概要

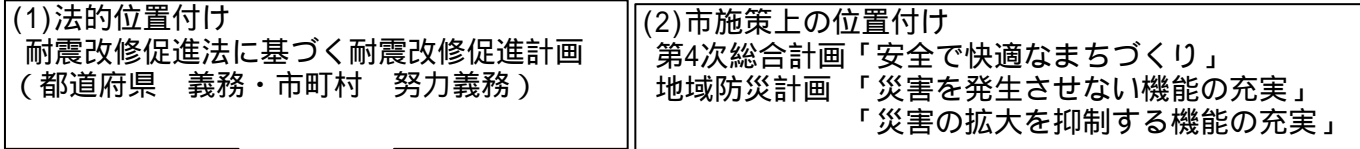
第1 基本方針 (1~4頁)

1 計画の背景と目的

- ・大地震は発生確率の低い地域でも起きる。(新潟中越地震, 福岡県西方沖地震など)
- ・地震被害の軽減に建築物の耐震化が不可欠かつ効果的(震災による死者の大多数は建築物の倒壊による)
- ・本市では地震被災などが少なく, 危機意識や建築物の耐震化に対する関心が低い。

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命, 生活の安全・安心を確保するため, 建築物の耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に促進する。

2 耐震計画の位置付け



地震災害からの市民の安全確保は重要な責務
建築物の耐震化率向上は震災被害軽減に最も効果的
本市の建築物耐震改修促進計画を定め, 災害に強い安全なまちづくりに取り組む。

3 耐震計画実施のための施策及び市の取り組み姿勢

- ・耐震化が進まない理由に関心の低さから。「大地震の発生確率が低い=大地震が来ない」は間違い。
- ・大地震による被害は甚大なものであるため, 建築物の耐震化の重要性を市民に周知・啓発する。
- ・市有建築物は災害対策拠点・避難拠点となるため, 積極的に耐震化を図る。

4 計画の期間及び対象とする建築物

- ・期間 平成19年7月1日~平成28年3月31日(9年間)
- ・対象 住宅, 耐震改修促進法に定める特定建築物(学校・病院・社会福祉施設など)
法に定めるもののほか, 本計画に位置付ける防災上重要な市有建築物(体育館・消防分団など)

5 耐震計画のフォローアップ

- ・目標達成には計画実行段階での進捗状況の検証と状況に応じた対策が必要なことから, 市有施設所管課及び各種施設の許認可等を行う課(施設所管課等)による進行管理を行う。
- ・計画全体の進行状況や, 社会状況の変化などに対応するため, 3年毎に耐震計画策定委員会による計画の見直しを行う。

第2 本市における住宅・建築物の耐震化の現状 (5~10頁)

1 住宅の耐震の現状

- ・耐震化率 約78%
(昭和56年以前建築の住宅については一定割合で耐震性が有るとする国の推計法による。)

2 特定建築物の耐震化の現状

- ・耐震化率 約75%
(昭和56年以前建築の特定建築物については一定割合で耐震性が有るとする国の推計法による。)
- 特定建築物とは耐震改修促進法第6条に規定する建築物
「多数の者が利用する建築物」, 「危険物の貯蔵・処理施設」
「地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物」
地震時に通行を確保すべき道路とは『県耐震計画』に記載された道路
(県防災計画による第1次, 第2次緊急輸送路及び, 通行を確保すべき道路として特に指定したもの)

3 市有建築物の耐震化の現状

- 市有建築物のうち, 防災上重要な建築物を対象とする。(特定建築物, 住宅・消防分団等)
- ・耐震化率 約58%(昭和56年以前建築の市有建築物については耐震診断の結果による。)

4 耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析

- ・民間建築物ではほとんど実施されていない。
- ・相談窓口での実績から需要はあると考えられる。
相談窓口の充実, 助成制度の整備などの施策が有効

第3 想定される地震の規模, 被害の予測 (11~15頁)

1 被害履歴

- ・明治以降, 県内でも震度5程度の地震は何度か発生し, 人的被害・建築物の被害が発生している。

2 自然条件

- ・本市に影響がある活断層として旧塩原町の関谷断層がある。活断層による地震は震源が浅く, マグニチュードが小さくても大きな被害を被ることがあるほか, 発生する間隔もつかみにくい。

3 地震被害想定(阪神淡路大震災級(M7.3)の宇都宮直下地震での県内における被害想定)

- ・建物被害 被害棟数135,278棟 全壊38,580棟 半壊96,698棟
- ・地震火災 焼失棟数 346~5,337棟(時間帯により変動)
- ・人的被害 死者758~1,253人 負傷者20,367~28,491人 要救助者8,206~11,230人(時間帯により変動)

第4 耐震診断・耐震改修の目標 (16~20頁)

1 目標値についての基本的な考え方

- ・建築物の耐震性を調査 構造耐力不足のものを把握 耐震化の目標設定 耐震化の促進

2 住宅の耐震化の目標値

90%以上

3 特定建築物の耐震化の目標値

用途毎の目標値 90~95%以上

- ・施設所管課等による耐震化の啓発及び指導により, 耐震化を促進する。

4 市有建築物の耐震化の目標値

用途毎の目標値 90~100%

- ・施設所管課等による耐震診断・耐震改修の実施計画を策定し, これに基づき耐震化を促進する。

5 耐震診断・耐震改修結果の公表

- ・耐震化率の進捗状況を公表 市民の耐震への関心を高めることで, 耐震化の推進を図る。

第5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 (21~26頁)

1 基本的な考え方

これまでの地震における建築物の被害
旧基準による建築物に多くの被害がみられるが, 現行基準に適合する建築物の被害は少ない。
耐震性が不十分な建築物の耐震化を図る。

- ・市民(建築物所有者)の役割・・・自らが所有する建築物の安全性確保を責務とし耐震化を行う。
- ・市の役割・・・耐震化の必要性の普及啓発や, 負担軽減のための助成制度の整備などの諸施策を行う。

2 施策の柱

耐震診断・耐震改修が進まなかった理由

- 『必要性や効果は?』『誰に頼めばいいの?』『費用は?』といった不安感や, 金銭的な負担の大きさから, 建築物の所有者等の不安を解消し, そのニーズに応える施策を行う。

(1) 安心して相談できる環境の整備

- ・事業者の紹介
- ・耐震総合窓口の設置
- ・各種相談窓口との連携

(2) 普及啓発

- ・パンフレットの作成, 配布
- ・広報紙, ホームページの活用
- ・地震防災マップの作成, 配布
- ・自治会や関係団体を通じた情報提供(PR活動, 出前講座等)

(3) 助成制度の拡充

- ・費用負担の軽減を図ることが必要
耐震診断に対する助成 最大5万円 最大10万円に拡充
耐震改修に対する助成 最大30万円の助成制度を新設

(4) 危険な建築物に対する法に基づく指導

- ・耐震改修促進法に基づく指導, 指示, 公表
- ・建築基準法に基づく勧告, 命令

(5) 各種優遇税制の活用

- ・耐震改修促進税制の周知
個人: 所得税, 固定資産税の軽減
法人: 法人税の軽減
市内において個人の所得税に対する優遇税制を適用するには, 市耐震計画の策定及び耐震改修に対する助成制度の創設が必須である。